

「追加的治験」実施までの流れ(案)

検討会議において、「追加的治験」を実施することとされた場合、

- (1) 厚労省は、開発企業(医師主導治験の場合は医師)に速やかな治験実施を依頼し、企業(医師)が実施に同意した場合は、その情報をインターネットに掲載する。
- (2) インターネットを見て患者が「追加的治験」に参加を希望する場合は、開発企業(医師)に問い合わせる。
- (3) 参加希望医師(患者)は、「追加的治験」のプロトコルに合致することを開発企業(医師)に確認の上、「追加的治験」に参加する。

